

## 相模原市環境影響評価技術指針に係る答申について

相模原市環境影響評価審査会から「相模原市環境影響評価技術指針」について市長に答申がありましたのでお知らせします。

技術指針とは、事業者が環境影響評価手続を適切かつ円滑に進め、対象事業の実施に際し、環境の保全について適正な配慮を行うことを目的とした、ガイドラインとなるものです。

本市の技術指針については、平成26年7月に相模原市環境影響評価条例を制定したことから、本年7月15日に同審査会に対し、平成27年7月から完全施行となる同条例を適切に運用するため、「評価すべき項目」、「調査・予測・評価の方法及び範囲」、「評価項目ごとの事後調査期間」など、事業者に対して分かりやすいものとなるよう、解説を含めた内容について検討するよう諮問したものです。

### 1 答申の日時及び出席者

#### (1) 日時

平成26年12月12日(金) 午前11時から午前11時30分まで

#### (2) 出席者

相模原市環境影響評価審査会

会長 かたたに 片谷 のりたか 教孝 氏 (桜美林大学教授)

副会長 たなか 田中 しゅうぞう 修三 氏 (明星大学教授)

本市

小星副市長、環境経済局長、環境共生部長

### 2 検討経過

平成26年7月15日 相模原市環境影響評価審査会に対し、技術指針の策定について諮問を行い、同審査会の下部組織として、生活環境部会と自然環境部会を設置

平成26年7月15日～平成26年11月10日

環境影響評価審査会における検討 2回

生活環境部会における検討 3回

自然環境部会における検討 3回

### 3 答申の概要

別紙のとおり

### 4 今後の予定

答申を基に、本市では相模原市環境影響評価技術指針(案)としてパブリックコメントを実施し、平成27年3月を目途に技術指針を策定する予定です。

相模原市環境影響評価審査会 委員名簿

任期：平成26年7月1日から平成28年6月30日まで

	氏名	所属及び職名等	専門分野
	秋澤 淳	東京農工大学大学院工学研究院 教授	エネルギーシステム工学
	岩野 秀俊	日本大学生物資源科学部 教授	応用昆虫学
	小根山 裕之	首都大学東京大学院都市環境科学研究科 教授	交通工学、交通環境
会長	片谷 教孝	桜美林大学リベラルアーツ学群 教授	大気科学
	加藤 ゆき	神奈川県立生命の星・地球博物館 主任学芸員	鳥類生態学
	黒田 道子	東京工科大学 名誉教授	環境電磁気学
	桑原 勇進	上智大学法学部 教授	環境法
	下村 彰男	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	造園学、観光・レクリエーション計画
	菅原 敬	首都大学東京大学院理工学研究科 准教授	植物系統分類学
	高槻 成紀	麻布大学獣医学部 教授	動物生態学
副会長	田中 修三	明星大学理工学部 教授	水・土壌環境学
	町田 信夫	日本大学理工学部 教授	人間工学、計測工学
	宮脇 健太郎	明星大学理工学部 教授	廃棄物工学、衛生工学
	室田 昌子	東京都市大学環境学部 教授	都市計画
	吉永 龍起	北里大学海洋生命科学部 講師	水産学、生態学

氏名五十音順、敬称略

生活環境部会	
	秋澤 淳
	小根山 裕之
	片谷 教孝
	黒田 道子
部会長	田中 修三
	町田 信夫
	宮脇 健太郎
	室田 昌子

氏名五十音順、敬称略

自然環境部会	
	岩野 秀俊
	加藤 ゆき
	桑原 勇進
部会長	下村 彰男
	菅原 敬
	高槻 成紀
	吉永 龍起

氏名五十音順、敬称略

## 相模原市環境影響評価技術指針の策定について（答申）

## 答申までの経過

本答申は、環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）として2回、審査会の下部組織として設置された生活環境部会及び自然環境部会として各3回の、計8回にわたって審議した結果として、相模原市環境影響評価技術指針（審査会案）をまとめたものです。

審査会では、配慮書から事後調査までの各手続における必要事項について検討を行い、両部会では、大気環境や水環境、動植物や景観等の15の評価項目における調査、予測及び評価に係る技術的事項について検討を行いました。

## 技術指針（審査会案）の概要

## 1 構成と内容

技術指針（審査会案）は、各手続の基本的な考え方等を示す第1章から第4章までで構成される「総論」と、各評価項目についての技術的事項を示す「各論」で構成されています（約300ページ）。

総論には、計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査についての基本的な考え方、手続の進め方及び事業者が提出する図書の構成を、各論には各評価項目における調査、予測及び評価の手法や環境の保全のための措置の具体例等を示すとともに、それぞれ解説を付しています。

具体的な内容は、以下のとおりです。

## (1) 総論第1章 技術指針策定の趣旨

技術指針の持つ役割や技術指針の構成、事業者が各手続段階において図書を作成する際の留意点をまとめています。

## (2) 総論第2章 計画段階配慮

配慮書手続の目的、実施時期等について示すとともに、手続の実施に当たり留意すべき事項として、複数案の検討を行うことや調査・評価の手法等を示しています。

## (3) 総論第3章 環境影響評価

環境影響評価手続として事業者が作成する方法書、準備書、準備書意見見解書及び評価書の作成に当たって実施すべき事項や留意点及び図書の構成等についてまとめています。

## (4) 総論第4章 事後調査

事業者が事後調査を行うに当たり、対象とするべき評価項目を選定するための観点等を示しています。

## (5) 各論 評価項目ごとの技術的事項

各評価項目又は各評価細目について、「環境影響評価の対象」、「調査」、「予測」、「環境の保全のための措置」、「評価」及び「事後調査」に係る詳細な内容を検討し、事業者が手続を行う上で参考とすべき技術的事項としてまとめています。

## 2 技術指針（審査会案）の特徴

技術指針（審査会案）は、審査会にて15人の委員のそれぞれの専門分野の知見を基に、様々な意見交換を行いながら作成しました。また、検討に当たっては、現在市内で適用されている神奈川県環境影響評価条例の技術指針をはじめ、周辺自治体の技術指針も参考にしました。

技術指針（審査会案）に盛り込んだ基本的事項は以下のとおりです。

### （1） 評価細目について

相模原市環境影響評価条例には評価項目として15項目が掲げられていますが、技術的な視点から、そのうち6項目については、細分化して19の評価細目を設けることとしています。

### （2） 現状非悪化の観点について

環境影響評価の実施に当たっては、現在の環境の状況を可能な限り悪化させないという観点を基本に、調査結果及び予測結果に基づき、対象事業の実施が対象事業実施区域及びその周囲に及ぼす環境影響を、可能な限り回避又は低減するよう、必要な環境の保全のための措置について、検討を行うものとしています。

### （3） 期間や範囲の明示について

調査・予測の対象となる期間、範囲、手法等については、案件ごとに事業特性や地域特性により個別の対応が必要となることを前提としつつも、評価項目ごとに、可能な限り具体的に明示しています。

例えば、供用開始後の事後調査の期間については、原則として供用開始後1年間としますが、評価項目によっては、事業による環境影響が生じるまでに一定の期間が見込まれるものや環境の保全のための措置の効果の検証に一定の期間が必要となるものがあることから、それらの項目については、供用開始後5年以内としています。

### （4） 最新の知見の取り入れについて

環境影響評価に当たっての技術的な事項については、最新の知見を取り入れていきます（例：大気質における予測手法、地域分断の予測事項及び景観における調査事項）。

なお、事業者が環境影響評価を行う際には、技術指針で示す考え方や手法に限らず、有用と判断される最新の手法等を可能な限り積極的に取り入れることができるよう、その旨を明示しています。